

八戸市健康と福祉のまちづくり条例（素案）

住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしつづけたいという思いは、私たち八戸市民共通の願いです。

このような願いを実現するためには、私たち八戸市民が、人としての尊厳を持ち、互いの人格と個性を尊重し、ともに支え合う地域社会を築いていく必要があります。

八戸市は、是川に代表される縄文時代の遺跡にみられるように、古から人々の生活が営まれ、先人がともに支え合いながら幾多の困難を乗り越え発展してきました。

先人から受け継がれてきたこのまちを、これまで以上に安心して健やかに暮らせるまちとして次代に引き継いでいかなければなりません。

そこで、市民、事業者と市が地域社会の一員として、それぞれの役割を担いながら、協働して健康と福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健康と福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割、並びに基本理念を実現するための基本的事項を明らかにすることによって、市民だれもが安心して健やかに暮らすことのできる社会を築くことを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 市民 市内で生活している人（市内で就業、就学している人を含む。）をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業（社会福祉の増進を目的に行う事業を含む。）を営む人をいいます。
- (3) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力しあうことをいいます。
- (4) 高齢者や障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいいます。
- (5) 市民活動団体 営利のみを目的とせず公益性がある活動を行う団体（町内会等を含む）をいいます。

- (6) 公共的施設 官公庁施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の人が利用する施設をいいます。
- (7) 公共交通車両等 一般旅客が利用する鉄道の車両、自動車、船舶、航空機その他これらに類するものをいいます。

(基本理念)

第3条 健康と福祉のまちづくりを推進していくため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定め、その実現に努めます。

- (1) 市民が生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある生活ができる社会を目指します。
- (2) 市民が個人として尊重され、だれもが公平に健康福祉サービスを楽しむことができる社会を目指します。
- (3) 市民が安全に、安心して生活できるよう、地域で支え合う社会を目指します。
- (4) 市民が互いを思いやる気持ちを持ち、人にやさしい福祉社会を目指します。

(市民の役割)

第4条 市民は、生涯にわたり健康増進に努め、互いに協力して、安全・安心な地域社会を築くことに努めます。

- 2 市民は、高齢者や障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、互いに尊重しあい、ともに支え合う地域社会を築くことに努めます。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、被雇用者とその家族の健康増進及び地域活動のための職場環境の整備に努めます。

- 2 事業者は、高齢者や障害者等が安心して生活できるよう支援に努めます。

(市の役割)

第6条 市は、市が行うすべての施策において、健康や福祉への配慮を行うとともに、高齢者や障害者等が安心して生活するための支援及び環境の整備に努めます。

- 2 市は、市民の権利を擁護し、健康福祉サービスを公平に提供するよう努めます。

(総合的な推進)

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、互いに協力しながら健康と福祉のまちづくりを推進します。

(国等との関係)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体との連携に努めます。

第2章 健康福祉施策の基本方針

(保健・医療・福祉等の連携)

第9条 市は、健康福祉に関する施策の総合的な推進を図るため、保健・医療・福祉等の連携に努めます。

(計画の策定・公表・管理)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念に基づき、高齢者や障害者等に関する計画を策定し、健康福祉施策の計画的な推進に努めます。

2 前項の計画の策定または変更にあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第32条に規定する、八戸市健康福祉審議会の意見を聴くものとします。

3 計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、計画の適切な進行管理を行います。

(健康増進)

第11条 市は、市民が健康で安心して満ちた生活ができるよう、その環境づくりに努めるとともに、疾病の予防及び健康の保持増進に必要な施策の充実に努めます。

(地域福祉)

第12条 市は、市民が、地域の様々な生活課題に自発的、積極的に取り組み、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域福祉の施策の充実に努めます。

(高齢者福祉)

第 13 条 市は、高齢者が生きがいを持ち、健やかに自立した生活ができるよう、また、介護が必要となったときにも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、必要な施策の充実に努めます。

(障害者福祉)

第 14 条 市は、障害のあるすべての市民が、その障害の種類及び程度にかかわらず、自らの持つ能力を発揮して、社会の一員として様々な分野への参加ができ、自立した生活ができるよう、必要な施策の充実に努めます。

(母子の健康の確保)

第 15 条 市は、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通して、母子の健康が確保できるよう、必要な施策の充実に努めます。

(子育て家庭の支援)

第 16 条 市は、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、就労環境や地域環境の整備など、子育て家庭の支援に必要な施策の充実に努めます。

2 市は、虐待などにより、特別に保護を要する子どもや家庭の支援のため、必要な施策の充実に努めます。

(子どもの健全育成)

第 17 条 市は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つよう、保育環境及び教育環境の整備など、必要な施策の充実に努めます。

(福祉の心づくり)

第 18 条 市は、市民が互いを尊重し、高齢者や障害者等に対する理解を深め、思いやりや支え合いの心をもつよう、福祉の心づくりに努めます。

第3章 健康と福祉のまちづくりの推進

第1節 市民、事業者及び市の協働

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第19条 市民及び事業者は、市とともに健康と福祉のまちづくりを担う者としての自覚を持ち、自主的な活動に努めます。

2 市は、健康と福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するため、必要な施策の充実に努めます。

(市民活動団体等との連携)

第20条 市は、市民及び事業者との協働による健康と福祉のまちづくりを推進するため、市民活動団体等との情報の共有並びに交流の機会の確保に努め、連携を図ります。

(施設の提供)

第21条 市及び事業者は、自らが所有し、または管理する施設を、市民及び事業者の自主的な活動の場として利用できるよう努めます。

第2節 利用しやすいサービスの提供

(サービス提供の原則)

第22条 市及び事業者は、次の各号に掲げる原則に基づき、利用しやすい健康福祉サービスの提供に努めます。

- (1) 適切なサービスを公平に提供します。
- (2) 利用者の選択及び自己決定を尊重します。
- (3) 人権を尊重したサービスの提供と質の向上を図ります。
- (4) 保健・医療・福祉等、関係機関の連携を図ります。

(情報の提供及び啓発)

第23条 市及び事業者は、市民が適切な健康福祉サービスを選択できるよう、必要な情報を収集し、その提供及び啓発に努めます。

(相談支援体制の整備)

第 24 条 市及び事業者は、市民の相談に、迅速かつ適切に対処するため、相談支援体制の整備に努めます。

(サービス評価及び苦情解決)

第 25 条 市及び事業者は、市民が安心して健康福祉サービスを利用できるよう、サービス評価及び苦情解決の体制の整備に努めます。

第 3 節 生活環境の整備

(施設の利用及び整備)

第 26 条 市、事業者及び市民は、高齢者や障害者等が公共的施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設の整備及び管理並びに利用の支援に努めます。

2 市は、公共施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の規定を遵守するとともに、青森県福祉のまちづくり条例(平成 10 年青森県条例第 46 号)第 11 条第 1 項に規定する整備基準に適合させるよう努めます。

(移動の確保)

第 27 条 市、事業者及び市民は、高齢者や障害者等が円滑かつ安心して移動できるよう、移動の支援と手段の提供に努めます。

2 公共交通車両等を所有し、または管理する者は、当該公共交通車両等を高齢者や障害者等が安心して利用できるよう、整備に努めます。

(住宅の整備)

第 28 条 市及び事業者は、高齢者や障害者等が安全かつ快適に生活ができるよう、住宅の整備及び供給に努めます。

(就労の支援)

第 29 条 市、事業者及び関係機関は、互いに連携し、高齢者や障害者等がその意欲や能力に応じた雇用の機会が確保されるよう、就労支援のための施策の充実に努めます。

(安全・安心な生活の確保)

第 30 条 市は、市民が安全・安心な生活ができるよう、防災、防犯、交通安全等のための施策の充実に努めます。

(高齢者や障害者等の把握)

第 31 条 市は、日常の見守りや災害時の支援のため、事業者及び市民と連携し、高齢者や障害者等の把握に努めます。

第 4 章 健康福祉審議会

(健康福祉審議会)

第 32 条 市は、保健、医療、福祉等に関する諸施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

- 2 審議会は、市長の諮問により保健、医療、福祉等に関する諸施策の基本的事項を調査審議し、その結果を答申します。
- 3 審議会は、保健、医療、福祉等に関する諸施策の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができます。
- 4 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定めます。

第 5 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。